

認知症施策推進関係閣僚会議の開催について

平成 30 年 12 月 25 日
閣 議 口 頭 了 解
令和 3 年 12 月 14 日
一 部 改 正

- 1 認知症に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、認知症施策推進関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
副議長 健康・医療戦略を担当する国務大臣
厚生労働大臣
構成員 新しい資本主義担当大臣
全世代型社会保障改革担当大臣
内閣府特命担当大臣（金融）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
共生社会政策に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣
国家公安委員会委員長
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

- 3 会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。